

2008年「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」・「投資イニシアティブ」

対米要望事項登録への当組合意見 (08年8月29日、経済産業省に提出)

日本機械輸出組合

問題項目	規制・慣行・行政手続の概要	根拠法令等	企業活動上の問題点	改善要望内容	新規・継続	影響度合	担当G
サプライチェーン・セキュリティ (船積24時間前申告/10+2/C-TPAT)	<p>① 米国向けコンテナ海上貨物マニフェスト情報の船積24時間前申告</p> <p>② 10+2(輸入者セキュリティファイリング)製造者、原産地等10項目の情報を船積み24時間前に申告する(未実施)</p> <p>③ C-TPAT認定企業に対する明確なベネフィットが得られていない。 (連邦政府規制)</p>	<p>(24時間ルール)</p> <p>・Maritime Transportation Act of 2002</p> <p>(10+2、C-TPAT)</p> <p>・SAFE Port Act(Security and Accountability for Every Port Act of 2006)</p>	<p>① 24時間ルールにより、輸出国側でのリードタイムが2日(48時間)延びたことにより、製造業の在庫負担、棚卸資産回転率、輸送コスト増など経営指標に大きな影響を与えている。</p> <p>24時間ルールによる我が国の在庫増加額(2007年):5億6700万ドル</p> <p>② 10+2ルールが実施されれば、さらに船積前のリードタイムが延び、より大きな負担が我が国輸出者にかかることになる。</p> <p>因みに10+2ルールについては米国内でも産業界の反対が強く以下の通りの影響を指摘している(米国の40の業界団体による議会向けレター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間20億ドルのコスト負担が発生する。</li> <li>・輸出国側でリードタイムが5日延びることになる。</li> </ul> <p>③ C-TPATは、セキュリティ管理要件を満たしていると認定した参加事業者に対し、検査回数の削減等の利益を与えているとされるが、日本の参加事業者の</p>	<p>① C-TPAT/AEOの相互認証によって、C-TPAT/AEO企業には、24時間ルール/10+2ルールの適用を免除する。</p> <p>② C-TPAT/AEO認定企業は、WCOのSAFEフレームワークに準じた社内セキュリティ管理が行われた企業として認定されている。しかしながら、24時間ルール、10+2ルールとも、認定を受けていない企業だけでなく、認定企業にも等しく適用されている。これは、セキュリティ管理に対する投資負担を負って真摯にセキュリティ管理努力を行っている企業に対して著しく公平を欠くものである。</p> <p>③ 我が国でもAEO制度がスタートし、既に141社(8月21日現在)が認定されている。</p>	・継続案件	5	部会・貿易業務G

			間では、いまだ目に見える形での利益が提供されていない。	<p>* 中国は2009年1月1日から、EUは2009年7月1日から24時間ルールを実施することとされている。</p> <p>。24 時間ルールが世界的に普及すれば世界貿易に少なからぬ影響を与えると考えられるので、相互認証によって AEO 認定企業に対して事前申告ルールの適用免除を行う先例を確立すべき。</p>			
コンテナ 全量規制	<p>・海上貨物 100%検査要求、 連邦規則  (連邦政府規制)</p>	<p>・ SEC. 1701, Implementing Recommendations of 9. 11 commission Act of 2007</p>	<p>① 米国向けコンテナ貨物は全て、輸出港での船積み前に放射線検知装置及び X線非破壊検査装置によるスキャニング検査を義務付ける。</p> <p>② セキュリティと貿易円滑化に対して著しくバランスを欠き、実施されれば、検査時間に要するリードタイムの遅延、検査に要する追加コスト、検査体制・機器配備に要する巨額の初期投資コストなど世界貿易に深刻な影響を与えることが懸念される。(所管である米国CBP自身が、パイロットテストプロジェクトであるSecure Freight Initiativeの結果として、実効性に懐疑的である旨の報告を議会に対して行っている)。</p> <p>③ サプライチェーン・セキュリティの世界標準指針である WCO の SAFE フレームワークでは、リスクマネージメントによるセキュリティ管理(ハイリスクな貨物に検査資源を集中し、安全な貨物の移動を円滑化する)を原則としており、貨物全量検査はこの原則に反する。</p>	<p>① 世界経済に与える影響は非常に深刻なものと考えられるので、全量検査プログラムは廃止すべき。</p> <p>② どうしても実施せざるを得ないのであるならば、特に危険度の高いサプライチェーン(航路)だけに限定すべき(上記報告書においてCBP自身が同案を示唆している)。したがって我が国発貨物は全量検査から免除すべき。</p> <p>※ C-TPAT/AEO認定企業には全量検査を免除すべきとの主張があるが、本件については、C-TPAT認定企業免除は有効な解決策にはならないと思慮する。</p>	<p>・継続案件 ・いまだ実施されていないものの、実施されればその世界貿易に対する影響が破壊的であると予想されるため。</p>	5	部会・貿易業

再輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国輸出管理規則(Export Administration Regulations)による再輸出規制(域外適用)。(連邦政府規制)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国輸出管理規則(Export Administration Regulations)。19CFR Part 730-774 原文<a href="http://www.access.gpo.gov/bis/ear/ear_data.html">http://www.access.gpo.gov/bis/ear/ear_data.html</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、上記の米国輸出管理規則においては、米国の輸出者は、輸出製品の輸出管理品目分類番号(Export Control Classification Number)等の製品該非判定情報を輸出先に開示するべきことを義務付けられていないので、日本の輸入者(再輸出者)は、米国輸出管理法コンプライアンスに不可欠である、米国製品の該非判定情報(ECCN)を米国輸出者から提供されないか、提供に消極的であるため、再輸出に際して以下の点で無用な負担を強いられている。</li> <li>① ECCNをそもそも米国輸出者が提供しないので、当該輸入製品の判定に多大の労力を要する。</li> <li>② ECCN情報を米国輸出者から取得するために多大の労力及び時間を費す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日本は全ての国際輸出管理レジームに参加するとともに、大量破壊兵器に係るキャッチ・オール制度も導入し、厳格な輸出管理を行っていることから、米国が日本からの再輸出について再輸出規制を行わなければならない根拠は乏しい。日本の(再)輸出企業に対しては、米国再輸出規制から除外されるべきである。</li> <li>② 我が国企業に再輸出規制の域外適用をかけざるを得ないのであるならば、日本側で再輸出関連業務・手続(当該品目の該非判定等)が円滑に行えるよう、ECCN情報など必要情報を開示・提供することを米国輸出者に義務付けるべきである。</li> <li>③ 加えて、その情報提供がなされない場合においては、日本の再輸出者は米国再輸出規制の適用から除外されるよう求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続案件</li> <li>・過去数年に亘って要望するも、現在に至るまで実効的な改善がないため。</li> </ul>	5	部会・貿易業務G
ビザ更新手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2004年7月16日以降、国務省での郵送によるビザ更新手続が中止された。米国国内のビザ更新申請者は日本に帰国するか、カナダ、メキシコ等第3国の米国在外公館に出向かねばならなくなった。中でも投資・貿易(E)ビザは第3国での更新が認められておらず、更新のためには必ず日本に帰国しなければならない。更新手続の際には</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・US — VISIT (Visitor and Immigrant Status Indicator) プログラム</li> <li>・Immigration and Nationality Act, Section 101(a)(15)(E)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビザ更新のための帰国費用、宿泊費用等が発生し、またその間、業務が停滞する等の不都合が生じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国内でのビザ更新手続の再開を要求する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続案件</li> </ul>	5	通商・投資G

	面接や指紋読み取りが必要となるが適宜予約が取れないことが多く長い場合は 20 日間程の滞在を余儀なくされることもある。 (連邦政府規制)						
政府調達	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の政府機関は WTO の政府調達協定加盟国、NAFTA (カナダ、メキシコ) 及びカリブ諸国以外の国で生産された製品の調達が認められていない。</li> <li>但し上記当該国では供給できない製品が必要になった場合のみ当該国以外の国で生産された製品でも例外として調達できる。</li> </ul> (連邦政府規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1979 年通商法 政府調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各メーカーは生産コストメリット等を追求してサプライチェーンをグローバルに拡大、WTO 政府調達協定加盟国以外の国 (例. 中国や東南アジア等) で生産する製品が多くなっている。</li> <li>本規則があるため米国政府機関は中国や東南アジア等で生産され安価な製品を調達することが出来ず同品質でコストの高い製品を調達せざるを得ない。</li> <li>メーカーとしても政府機関から引き合いがあっても当該国以外で生産しているため要望に応えられない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンがグローバルに拡大している現状を鑑み、本規則の見直しを要求する。生産場所が WTO 政府調達協定加盟国以外であっても本社組織が政府調達協定加盟国 (日本) にある場合は本規則の例外として政府機関が製品を調達できるよう認めて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続案件</li> <li>日本側が強く要望しているが、特筆すべき改善点が見られないため。</li> </ul>	5	通商・投資 G
税関ルーリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関にルーリング (関税分類、原産地等の裁定) を申請した場合、半年以上要する場合がある。(欧州の場合、1 ヶ月程度で結果がでる場合が多い。)</li> </ul> (連邦政府規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>19CFR177 (ルーリング申請に関する規定であるが、ルーリング回答時期については未規定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な米国向け輸出販売ビジネスを阻害する要因となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルーリングの回答期間の短縮</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規案件</li> </ul>	3	通商・投資 G
先願主義	<ul style="list-style-type: none"> <li>特許制度において、先発明主義を採用している。</li> </ul> (連邦政府規制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許法 (35USC)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターフェアレンス制度等、慣れない制度上の対応に困難がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに法案を成立させ先願主義へ移行していただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続案件</li> <li>先願主義移行を含む特許訴訟の簡素化を目的とする上下両院の特許法改正法案は、前会期 (2005-2006) では会期切れ廃案となったが、続く 110 会期 (2007-2008) では、2007 年 4 月に上院と下院で全く同一の特許法改正法案 (H. R. 1908 と S. 1145) が提出された。しかし、その後いろいろな業界からの反対から、両案はかなり異なるように修正されてきた。2007 年 10 月に下院案</li> </ul>	4	通商・投資 G

					が承認されたものの、上院では、下院案の損害賠償規定などいくつかの批判があることから、折衷案を模索してきたが、結局情報産業が納得する案は作られていないようである。		
リサイクル法の不統一	<p>・廃電子機器リサイクル法がカリフォルニア州など7州ですでに実施されており、さらにコネチカット州など6州で法律として成立しているが、米国はState's Right の考え方から、環境、リサイクル関連の規制も連邦で統一されたものでなく州毎に内容が異なる。詳細については、別添図表を参照。</p> <p>(州政府規制) :</p>	<p>・各州の廃電子機器リサイクル法</p>	<p>・メーカーに過度の負担を強いる内容(回収の仕組みづくりから費用負担まで全てメーカー責任)の州もあり、各州での対応や費用負担(過去に販売した製品や孤児製品分まで)とメーカーにとっては非常に厳しい状況が今後さらに拡大すること懸念される。</p> <p>⇒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>-カリフォルニア州: The Electronic Waste Act of 2003</li> <li>-メイン州: An Act to Protect Public Health and the Environment by Providing for a System of Shared Responsibility for the Safe Collection and Recycling of Electronic Waste</li> <li>-メリーランド州: Statewide Computer Recycling Pilot Program</li> <li>-ワシントン州: Electronic Recycling Law</li> <li>-ミネソタ州: H. B. 854</li> <li>-オレゴン州: H. B. 2626</li> <li>-テキサス州: H. B. 2714</li> <li>-コネチカット州: H. B. 7249</li> <li>-ノースカロライナ州: S. B. 1492</li> <li>-ニュージャージー州: A. B. 817</li> <li>-ハワイ州: S. B. 2843</li> <li>-ロードアイランド州: S. B. 2631A</li> </ul>	<p>・メーカー、小売業者、消費者等関係ステークホルダーが責任を相応に分担する(メーカーに過度の負担を強いない)内容の法制化を要望する。</p> <p>連邦政府(EPA)は2006年7月公布の「有害廃棄物近代化プログラム(各州に対するCRT処理に関するガイドライン)」策定の際にイニシアチブを發揮された。連邦政府におかれては、州毎にばらばらなリサイクル法制を各ステークホルダーが相応の責任分担をする内容に収束させるよう同様のイニシアチブを發揮してもらいたい。具体的には、連邦レベルのガイドラインの策定をお願いしたい。</p>	<p>・継続案件</p> <p>・日本側が強く要望しているが、特筆すべき改善点が見られないため。</p>	5	環境・安全G

<p>加州ホルムアルデヒド規制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カリフォルニア州において複合木材製品のホルムアルデヒド放散削減規制が公布され、この規制の要件の一つに、合板等の木材(例えば合板使用製品及びパレット等梱包材等)に対して州政府当局の認定した第三者認証機関による認証取得が義務となっている。</li> <li>・公布日：2008年4月18日</li> <li>・適用開始日：2009年1月1日以降（対象木材の生産日）</li> <li>・販売猶予期間：2010年6月30日まで（未対応製品のカリフォルニア州での販売）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Airborne toxic control measure to reduce formaldehyde emissions from composite wood products (セクション:93120)</li> <li>・法規制URL:<a href="http://www.arb.ca.gov/regact/2007/compwood07/fro-final.pdf">http://www.arb.ca.gov/regact/2007/compwood07/fro-final.pdf</a></li> <li>・第三者認証機関:<a href="http://www.arb.ca.gov/toxics/compwood/1istoftpcs.htm">http://www.arb.ca.gov/toxics/compwood/1istoftpcs.htm</a></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売猶予期間は18ヶ月となっており、対象木材(合板)を使用した製品(例えばスピーカー等)の製造から小売業者における販売までの流通期間を考慮すると、対応準備期間が大変短い為、対応が非常に困難な状況となっている。</li> <li>・輸送用のパレットも規制対象となっているが、流通過程で積み替えが行われるなど輸出者が提供したものが必ずしもカリフォルニア着荷時に同一ではないこともあり、事実上管理が不可能である。また、合板を製品として用いていない業者(生産者、組み立て者、流通者、小売者)まで搬送用資材の新たな管理が必要となり、当局の意図していない業界まで規制の対象となってしまう。しかも消費者の室内空気汚染に対しては何の効果もない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定認証機関を中国・東南アジア諸国等にも拡大するよう規制の周知の働きかけを行い、各国の木材加工業者が対応可能になるまで、適用開始日を遅らせるか、対象木材を使用した製品の販売猶予期間を延長するようお願いしたい。</li> <li>・輸送用パレットについては規制対象から除外していただきたい。</li> <li>・合板のホルムアルデヒド放散量については、日本ではJIS/JASでのF☆☆☆☆(Fフォースター)、欧州ではE0材などの規格があるので、そういうところとの相互認証の方向性も検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規案件</li> </ul>	<p>5</p>	<p>環境・安全G</p>
---------------------	---	--	---	---	---	----------	---------------

(リサイクル法州政府規制一覧)

州名	施行状況	費用負担者	リサイクル・システムの特徴	規制対象機種
カリフォルニア	施行済	消費者責任	州政府がスキームを構築し、運営費用は ARF (Advanced Recovery Fee)にて賄う。	4インチ以上のCRT, CRTモニター、CRTTV, LCDモニター、LCDTV, LCDノートパソコン、プラズマTV、ポータブルDVD
メイン	施行済	生産者責任	州政府がスキームを構築し、スキームの運営費用の大半はメーカー負担	TV、コンピューター (ノートパソコンを含む)
メリーランド	施行済	生産者責任	メリーランド州は、メーカーに対して 5000 ドルの登録料の支払いを義務づけることが中心なので、カリフォルニア州、メイン州、ワシントン州とは異なるシステムである。	デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、モニター(4インチ以上)、TV (4インチ以上)
ワシントン	施行済	生産者責任	メーカーは州のスタンダードプランか独自プランのいずれかを選択し、回収・輸送・リサイクルの費用を負担する。	TV、モニター、ディスプレイデバイス、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン
ミネソタ	施行済	生産者責任	メーカーは独自に回収リサイクルを実施して費用負担するか、何もせずに州にペナルティを支払うかする。	TV, デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、コンピュータモニター
オレゴン	施行済	生産者責任	メーカーはブランドシェアに応じたリサイクル・回収の費用を負担する。	TV (4インチ以上) 、コンピュータモニター (4インチ以上) 、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン
テキサス	'08.9.1 施行	生産者責任	メーカーはリサイクルプログラムを計画し、実施する。	デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、コンピュータモニター
コネチカット	法成立	生産者責任	メーカーは自社ブランド品のリサイクル・輸送費用を負担する。	デスクトップコンピュータ、4インチ以上のノートパソコン、コンピュータモニター、TV
ノースカロライナ	法成立	生産者責任	メーカーはリサイクルプログラムを計画し、実施する。	コンピュータ機器 (除TV) 、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、キーボード、マウス、その他周辺機器 (除プリンタ)
ニュージャージー	法成立	生産者責任	メーカーは年間5,000ドルの登録費用を支払い、州のリサイクルプログラムへ参加あるいは自社又は共同でリサイクルプログラムを運営する。州政府がメーカーにリサイクル重量 (マーケットシェアなどにより) を割り当てる。	TV、デスクトップコンピュータ、ノートパソコン、モニター (すべて4インチ以上)
ウェストバージニア	法成立	生産者責任	n. a.	4インチ以上のTV・デスクトップコンピュータ・ノートパソコン、その他のビデオデバイス
ハワイ	法成立	生産者責任	n. a.	コンピュータ、コンピュータ用モニター (4インチ以上) 、プリンタ
ロードアイランド	法成立		n. a.	コンピュータ、ノートパソコン、コンピュータ用モニター、CRT(TV)、フラットパネルTV